

学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

本校は、病弱教育の特別支援学校であり、病気のために地域の学校に通うことができない児童生徒が、病気の治療を受けながら学んでいる。病気のために運動の制限があったり、病気の療養のために学習ができなかった期間等があったりして、活動の制限や焦燥感等による意欲の低下が見られる児童生徒もいる。また、病気や障がいの特性により、人との関わりの困難さやコミュニケーションの苦手さを感じている児童生徒もいる。

「悩みやいじめに関するアンケート調査」等の結果では、現在は、いじめがない状態と考えられるが、病気の療養や障がいの特性による人との関わりの困難さ等から、いじめが発生する可能性はあると捉えている。また、コミュニケーションの苦手さから、いじめが表に現れにくいことも考えられる。

本校でのいじめ防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こりうる」ことを踏まえ、「いじめは絶対に許されない」という大原則の下、いじめを生まない対人関係を構築できる学校教育を様々な領域をとおして推進していく必要がある。

児童生徒が「夢」をもち、「挑戦」し、「自立」するための力を培っていけるように、病気や障がいに基づく学習上・生活上の困難さを改善克服して楽しく登校し、満足できる学校生活の実現に向けて教育を進めている。いじめの対策については、児童生徒一人一人の人権を尊重し、子どもの心に響く支援や指導を心がげるために、以下の7項目を関連づけながら、体系的、計画的に推進していく。

- ① 子どもの権利の理念を踏まえた児童生徒の主体的な取組
- ② 防止のための取組
- ③ 早期発見・早期対応のための指針
- ④ 子どもや保護者がいつでも相談できる教育相談体制づくり
- ⑤ 生徒指導体制、校内研修の充実
- ⑥ 基本方針の定期的な点検・評価
- ⑦ 防止対策に当たっての児童生徒、保護者、地域関係者の参画

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、同じ学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等

「いじめ」の予防への対応では、いじめを起こさせないための予防的な取組が求められる。児童生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で安全・安心な学校生活を送ることができるように教育活動全体を通して、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加したり、自己有用感を高めたりすることで豊かな人間性や社会性を育てることが必要である。

本校のような病弱（身体虚弱を含む）の児童生徒が通う特別支援学校では、特に自分の病状を把握しつつ、他者の病気を理解することが求められる。そのうえで、「命を大切にする」意識を向上させるためには「学習指導」を通して規範意識を高め、コミュニケーション能力を向上させる。また、「特別活動」や「道徳教育」を通してお互いの人格を尊重し、望ましい人間関係づくりができるように指導することが必要となる。いじめの未然防止については、以下の①～⑥に整理して取組んでいる。

- ① 学習指導の充実
 - ・ 個別の指導計画に基づいた指導を行う。
- ② 特別活動・道徳教育の充実
 - ・ 学級活動や学校行事を通して、望ましい人間関係を築けるように、指導する。
- ③ 自立活動の指導の充実
 - ・ 病気による学習上・生活上の困難を把握し、一人一人の児童生徒に必要な指導を行う。

④カウンセリングの充実

- ・スクールカウンセラー等と協力をして、児童・生徒及び保護者の心のケアをすすめる。

⑤情報教育の充実

- ・教科「技術・家庭」「情報」、総合的な学習の時間・総合的な探求の時間等で情報モラル教育を充実させる。

⑥保護者・地域・関係機関との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針を周知する。

4 早期発見・対応の取組と「いじめの見逃しゼロ」

(1) 教育相談体制づくり ～ 児童生徒、保護者、地域の参画

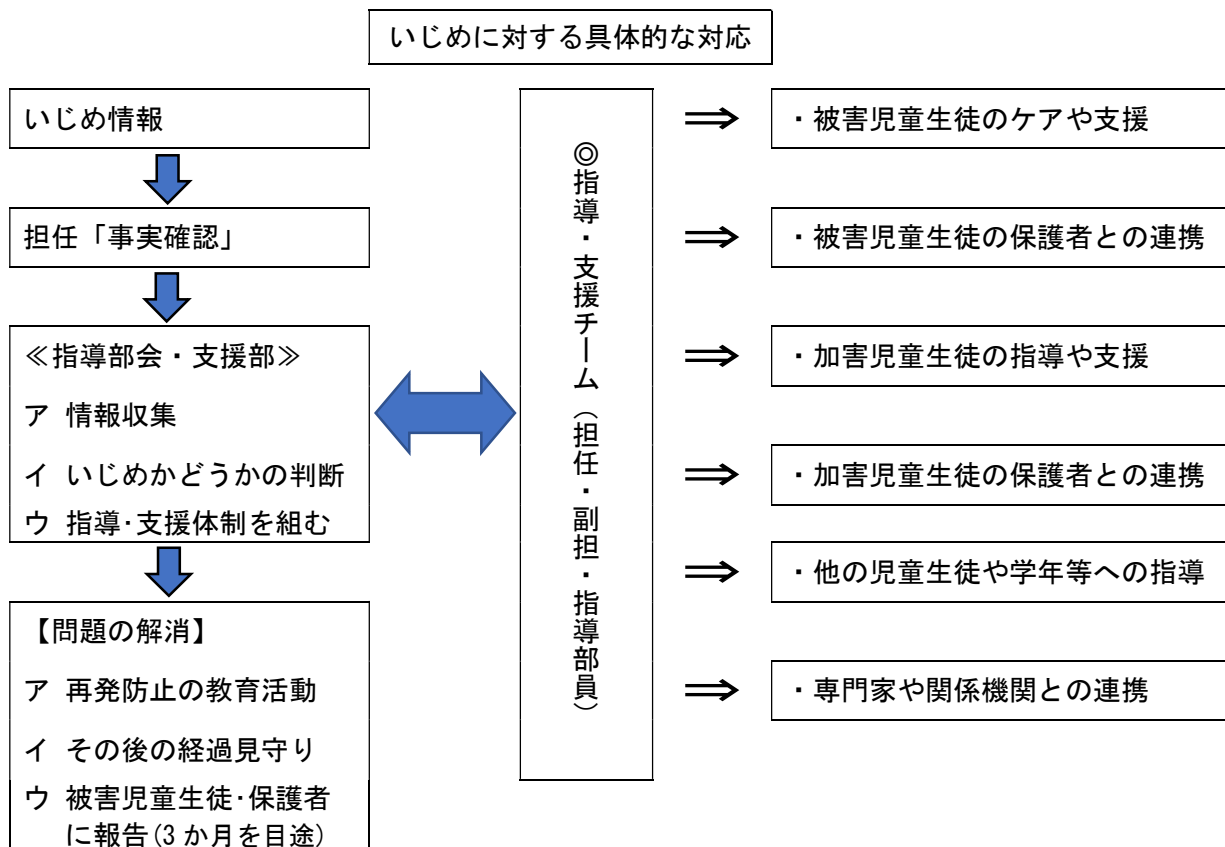
- ・児童生徒と日頃からコミュニケーションをとり、いじめに限らず悩み事を相談しやすい関係づくりを行う。
- ・保護者と情報交換し、共通理解を行う。
- ・教師間での情報交換し、共通理解を行う。(月1回 学校いじめ対策組織会議 定例)
- ・スクールカウンセラーや相談機関との連携を図る。
- ・アンケートの実施(児童生徒、保護者)
- ・学校評価の実施
- ・学校評議委員会の実施
- ・隣接する病院との連携を図る。(月1回 DNT 会)
- ・関係する医療機関、福祉機関等と連携を図る。
- ・介護員等、学校関係者と連携を図る。

(2) 発見した場合の対応

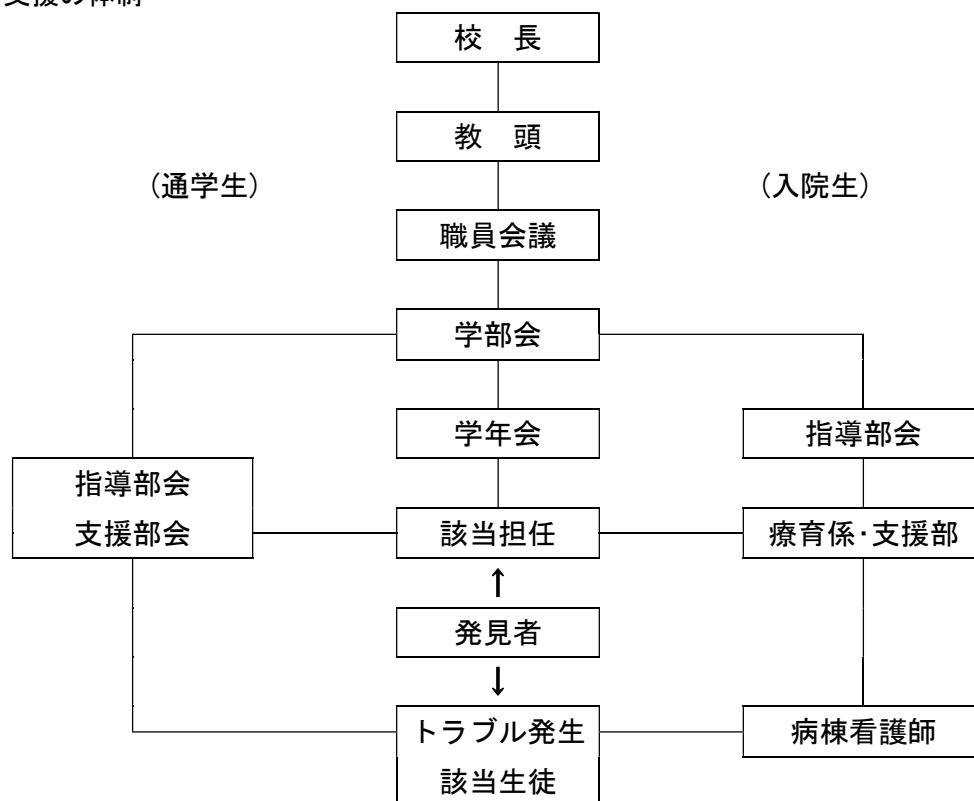
- ・「いじめ」を発見した場合、発見者はすぐに担任に報告し、担任は事実を確認すると共に状況に応じて対応する。

※緊急性が高いと判断した事案や重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告すると共に、各学部での会議を中心に協議を行い対応する。

- ・学校が事実に関する調査を実施する場合は、職員会議で内容についての共通理解を図る。また、必要に応じて事案に関する適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・調査結果、及び、事案対処後(3か月を目途)は、被害児童生徒・保護者に対して適切に報告する。



5 指導・支援の体制



- * 必要に応じてSC・SSW や専門家に要請する。
- * ケースに応じて、各学部間で連携して対応する。

6 年間計画（指導・支援 研修）

* いじめ予防のためには、児童生徒の理解と情報交換・共通理解が大切である。

	全校	小学部	中学部	高等部
4月	スクールカウンセラー 療育連絡協議会・DNT会 学校いじめ対策会議(定例)	学部内での児童情報交換 道徳の時間における取組	入学時の引き継ぎ情報の共有 生徒理解研修会 生活改善の取り組み	入学時の引き継ぎ情報の共有 教育支援計画懇談
5月	全校児童生徒理解研修会 学校いじめ対策会議(定例)	個人懇談 教育支援計画・指導計画懇談	個人懇談	保護者懇談 生徒理解研修・情報交換
6月	学校いじめ対策会議(定例)	心のアンケート(学校独自)	心のアンケート(学校独自) 個別の指導計画交流会	生活意識調査アンケート(学 校独自)
7月	スキルアップ研修会 学校いじめ対策会議(定例)	夏休みの生活指導	夏休みの生活指導	夏休みの生活指導
8月	学校いじめ対策会議(定例)	学期始めの全体指導	学期始めの全体指導 生徒実態調査 生徒理解研修会	学期始めの全体指導
9月	学校いじめ対策会議(定例)	個人懇談 個別の指導計画交流会	個別の指導計画交流会 生活改善の取り組み	
10月	学校いじめ対策会議(定例)			教科指導情報交換会
11月	校内研修会 学校いじめ対策会議(定例)	いじめに関するアンケート	個人懇談 いじめに関するアンケート	いじめに関するアンケート
12月	学校いじめ対策会議(定例)	個人懇談 冬休みの生活指導	冬休みの生活指導	冬休みの生活指導
1月	学校いじめ対策会議(定例)	学期始めの全体指導	学期始めの全体指導 生徒実態調査	学期始めの全体指導 情報交換会
2月	学校いじめ対策会議(定例)	個別の指導計画交流会	生徒理解研修会 個別の指導計画交流会	教育支援計画懇談
3月	学校いじめ対策会議(定例)	学級懇談	生活改善の取り組み	情報交換会

7 点検・評価

* 取組の検証 (PDCA サイクル)

